

倉吉市立小鴨小学校・上小鴨小学校統合準備委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市立小鴨小学校・上小鴨小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）の設置、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 準備委員会は、倉吉市立小鴨小学校と倉吉市立上小鴨小学校との統合に当たり必要な諸事項を検討及び調整するために設置する。

(所掌事項)

第3条 準備委員会が検討及び調整する事項は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育目標・教育計画及び学校運営に関する事項
- (2) 校名、校章、校歌等に関する事項
- (3) 通学方法、通学路に関する事項
- (4) 統合に向けた交流活動等の推進に関する事項
- (5) 統合後の学校支援組織の在り方に関する事項
- (6) 設備備品、施設整備等に関する事項
- (7) その他必要な事項

(組織)

第4条 準備委員会は、次の各号で掲げる者で組織する。

- (1) 地域住民代表
- (2) 学校関係職員
- (3) 小学校及び保育所（園）保護者代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、準備委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、統合の日までとする。

- 2 準備委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなす。ただし、準備委員会が委員の職を継続する必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 準備委員会は、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 準備委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、準備委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(準備委員会)

第7条 準備委員会は、委員長が招集する。

- 2 準備委員会は、各部会の報告を受け、準備委員会の方向性を決定する。
- 3 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、再協議とする。
- 5 準備委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 6 準備委員会の会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第8条 準備委員会に、第3条に規定する所掌事項の細部について検討及び調整するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、委員の中から互選する。
- 4 部会長は、部会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第9条 準備委員会の設置期間は、施行日から、統合の日までとする。

(庶務)

第10条 準備委員会の庶務は、教育委員会学校統合準備室において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日から施行する。